

國學院大學學術情報リポジトリ

勢多章甫『先朝紀略』覚え書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秋元, 信英 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001985

勢多章甫『先朝紀略』覚え書

秋元信英

要旨

- ①明治前期修史事業、史籍解題の観点から勢多章甫『先朝紀略』(以下、本書と略称する)について考察する。
- ②本書は宮内省図書寮の仕事の一部として撰進された。撰者は旧時代の地下官人である。『孝明天皇紀』にも、彼の記録が採用されている。
- ③孝明天皇の伝記である。未完成の写本であり、宮内庁書陵部、國學院大學図書館、無窮会神習文庫に写本が所蔵されている。
- ④宮内庁書陵部、請求記号四五五一一。これを基本に解題につとめる。編年史。日記式に網文、史料を編纂する。史料は橋本実久、実麗の日記が根幹。『孝明天皇紀』に対比すれば神位の記事が少ない。
- ⑤本質は日曆稿本に近い。文字通りの略史である。

キーワード

修史事業、勢多章甫、先朝紀略、佐佐木高行

一

明治期官撰修史事業史、史籍解題の観点から標記について考察する。特別な史論はない。覚え書とする理由も、そこにある。

書名の『先朝紀略』とは、明治時代からの前の時代の意味であり、孝明天皇の略式の伝記と言う意味になる。書名の『先朝紀略』は政府の修史館が編纂した史書と宮内省が編纂した史書の双方に使用された。双方ともに写本であり、印刷されなかった。ここで考察するのは、宮内省側の事業である。

二

宮内庁書陵部が所蔵し公開している『先朝紀略』は二本ある。眼目が集中

するのは、請求記号、四五五一一。全六冊。横、十九・五センチ、縦、二六・五センチ。白糸、四つ目綴。茶色布目押型表紙。貼題簽。

標題紙、序文、凡例の類がなく、いきなり本文が始まる。目次もない。全文墨書、写本。

各冊の右上に朱方印がある。印文「帝室圖書」。カード目録によれば「御物」である。したが、最初から図書寮の蔵書ではなかった。しかるべき部局から移された。

撰者は勢多章甫(せた・のりみ)。明治二十七年十二月八日、京都に歿した。享年六十四。旧時代の従四位下、檢非違使、明法博士、大判事。中原氏。代々の明法道が世襲である。著作があり、吉川弘文館の『日本隨筆大成』第一期第十三卷(昭和五十年)に「思ひの儘の記」が収録されている。原本は宮内庁書陵部所蔵の写本。これが『孝明天皇紀』に引用する「勢多章甫記」であ

る。いわゆる地下官人の家柄で実務に長じている。同じ中原氏でも外記方とは別流である。

彼の父は章武と言ひ、「章武記」と称する記録があつた。現在の書陵部蔵書目録には、この明法道の中原氏の記録類が見当たらない。蔵人所出納方の平田氏には、かなりまとまった記録が残されている。それには中村一郎の解題（後述）がある。

史体は編年体。孝明天皇の誕生から崩御、御陵の築造までの日記式。日に月に綱文をたて、史料をかけている。綱文の行款は二十三字詰。用紙は宮内省、朱十三行全罫紙。袋綴。史料は綱文よりも一字下げである。綱文の文体は漢字にカナ混り。漢文読み下し風に「……アリ」と言う略式。文章では出来事を叙述する形式を採らない。

書法は論贊の類がない。主格は天皇にあり、全般的な社会、天象、政治の諸状況を扱うわけではない。事例を桜田事件についてみれば、幕府から朝廷側への連絡を受けつけた趣旨になっている。次には皇族に関して綱文をたててある。皇族については、『孝明天皇紀』（以下、『紀』と略称。）よりも扱う範囲が広い。

反対に『孝明天皇紀』が、よく綱文をたてる事柄がある。神位である。有力な特質とみて過言にならない。それに対比すれば、本書には各地の神社に神位を授ける記事が皆無に近い。撰者には、その方面への関心がなかったであろう。

本書は官撰なのか、私撰なのか。前述したように撰者は勢多章甫である。巻頭には「宮内省図書寮囑託員 勢多章甫」の名義がある。彼は明治初年の皇学所や宮内省の官吏であつた。この名義からみて、図書寮の事業として彼一人に委嘱された事業であつたらう。官の組織的な修史事業であれば、こうした名義の書法にならなかつたらう。

本書は完成しているのか。私見では、未完成である。それでも撰進されたので、今日に伝来している。

第三冊、万延元年三月十八日の条。桜田事件の直後である。綱文には「十八日壬午条事定并二改元定アリ万延二改メラル」とあり、史料が一切なく、一丁分が白紙になっている。この他にも、空白になっている箇所があり、他日に史料を補充するつもりで未完成になったのが判明する。

三

本書は日記式の編年体である。紀伝体にもるように即位前紀を略述したり、治績をめぐる論贊もない。それだけに冷静な史書の印象をうけているもの、分冊の配分には関心があらわれている。別表に示すように、本書は毎年同じように紙数を充当しているわけではない。文久—元治年間については、紙数が多い。よく知られているように、幕末史は京都朝廷政治史の一面があつた。桜田事件の以降は京都朝廷が政治の中心になった。それが本書にあらわれている。長州戦争を説明する意欲は少ないので、第六冊、慶応期への配分が少ない。本書の分冊は、京都朝廷—天皇を略記する構想が反映している。

〔表〕『先朝紀略』の分冊と編年の関係

冊	開始年月	到達年月	紙数
1	天保二年六月—安政元年十二月		64
2	安政二年二月—安政五年十二月		59
3	安政六年一月—文久二年十二月		98
4	文久三年一月—十二月		88
5	元治元年一月—十二月		45
6	慶応元年一月—慶応三年十月		57

四

本書は綱文を支える史料を収載している。形式は『大日本史料』に通じて

いる。問題は収載する史料の範囲にある。

本書は狭い範囲の史料を収載している。公家側の橋本実久―実麗の二代にわたる日記が根幹である。それに公文書集とも言える『言渡』が活用している。橋本氏の記録は今の宮内庁書陵部に所蔵されている。鷹司家の記録とならぶ有力な公家日記の一群である。撰者は、これを活用したのである。逆に言えば、あまり広範囲に史料を集めているわけではない。充実した史料集とは認め難い。

言え換えれば橋本実久・実麗日記からみた孝明天皇略伝の一面は、免れ難い。

幕末・維新时期橋本氏略系図



五

実例をあげ、『孝明天皇紀』と対比してみよう。

本書は英照皇太后について、以下の順で綱文をたてる。嘉永元年十二月七日の条に、いわく「左大臣藤原尚忠系九女、藤原夙子従三位宣下アリ」と。史料は『実久卿記』である。ついで十五日の条に、いわく「従三位藤原夙子入内アリ」と。史料は『実久卿記』、『公卿補任』である。翌十六日の条に、いわく「従三位藤原夙子女御宣下アリ」と。史料は『官局宣旨留』である。これ一本である。

右三ヶ条については、看過し難い書法が三点ある。第一に嘉永元年に集中

している。この事は弘化二年から始まっているものの、本書は綱文をたてていない。第二には、十二月十六日付の女御宣下の書様であり、文字を記し続けていて、原書の様式を残さない。大体において本書は、原史料の形状については執着しないで、文字に集中している。第三は、十五日の条と十六日の条を分立させた書法にある。これは一概に評し得ないものの、十五日と十六日は連続していると理解するのが無理ない。

右のような勢多章甫『先朝紀略』の書法は、『孝明天皇紀』の書法に対比すれば特質が判然する。

『孝明天皇紀』巻六、弘化二年九月十六日の条は、英照皇太后の記事を綱文にたてた。いわく

右大臣藤原尚忠系九女基君を以て御息所と為す（刊本、第一冊、一四八頁）

これに『御内儀日記』、『実久卿記』、『後勁塊記』から関連する記事が簡伐してかけてある。内容が高度で深刻な事情を述べているのは、『後勁塊記』Ⅱ広橋大納言光成記である。後醍醐天皇にまで先例をもとめ、「武辺速二承知可無歎」とまで心配し、ついに決したと言う。撰者は按文を設けて、御名の訓み方、九条家の両親、年令の数え方を説明、この後に関連する綱文について連絡を予示している。『紀』の凡例第三条は、事の顛末を一所に湊帰する書法を定めている（刊本、第一冊、凡例三頁）。それに従い、この場合は事の早い箇所に綱文をたて、以後の記事を予示しているのである。『紀』の編纂の節度は良質と思う。

『紀』巻七は、弘化三年二月六日の条「主上崩す。御年四十七」が中心になる。仁孝天皇である。この巻の終りが三月二十三日の条「御息所を女御と称す」にあてられる。ここにも連絡接文を設け、以後の記事に連絡させている（刊本、第一冊、一七九頁）。いわく「嘉永元年十二月十五日、入内、更に女御宣下あり」と。手続きを二段階に分けて説明しているのが眼目になる。

『紀』巻三十一、嘉永元年十二月七日の条に、いわく「女御藤原氏を従三位に叙す、勅使其第に就て位記を伝ふ」と（刊本、第一冊、七五六頁）。『公

卿補任』・『姫君賜位記之儀』・『実麗卿記』から史料を簡伐してかけている。連絡按文は弘化三年二月二十三日の条に接続を指示している。

『紀』卷三十二は英照皇太后入内の記事が大部を占める。嘉永元年（弘化五年）十二月十五日の条は、いわく

從三位藤原氏入内、輦車を聴す、明日更に女御に宣下あり、時に天皇御年十八、女御御年十六

この網文も二段階に分けて設けてある。女御宣下は十六日なのであるが、前日の十五日に輦車の宣旨があり、行列が朔平門から入った。『紀』が引用する『嘉永元年入内儀』には「次朔平門外、立御車榻、藏人仰輦車宣旨吉上、吉上不候者、仰小舎人二人」とある。これが女子の参内に際して与えられる特恩である。藏人方の手続である。この記事が基礎になり『紀』は網文前段をたてたわけである。撰者は故実を学習し、『嘉永元年入内儀』を理解できた。

『紀』が収載した記録の大部分は、入内の行列に集中している。十五日付の輦車の宣旨について説明しているのは、『平田職寅日記』になる。渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究・増訂版』（吉川弘文館、昭和五十三年）所収の「藏人方行事と輦車宣旨」および中村一郎「出納平田家とその記録」（高橋隆三先生記念会編『古記録の研究』（続群書類従完成会、昭和四十五年））に従い考察すれば、多少を理解できる。『平田職寅日記』は藏人所出納を歴代にわたりつとめた家の記録である。宮内庁書陵部に自筆日記、文化三年—安政四年、五十八冊、請求記号、五〇八一—が所蔵されている。行列を押ししていた公卿日記とは違い、実際に勤務した官人の日記であるから、道路、建物、作法の記事が具体的である。

乗物は朔平門から進むのであり、藏人から命令された陣の吉上が返答して門内に入れる。車から出られる際には四位殿上人が屏風を引き出し、遮っている。眼目になるのは輦車を聴される仰詞（口宣）が、カナで訓んである記事である。貴重な故実と言えよう。網文の前段は、実に右の史料が支えている。

網文の後段は十六日の女御宣下である。これについては『女御宣下宣旨写』を引いている（刊本、第一冊、七七〇頁）。三行半の様式である。官務が飛香舎に届けるのである。実務に詳細な『平田職寅日記』の記事である。『紀』は十六日の宣旨を發出する手続について高度な史料を集められなかったのか。それでも、三行半の様式を残したのは良質な書法と認められよう。

『紀』は、臣下が容易に知り得ない旧儀を略述している。十五日の朝方、入内に際しては宸筆の和歌が届けられる。一に艶書と言う。『紀』が引く『嘉永元年入内儀』によれば、十五日朝、御書を女房に賜り、内侍を経て殿上人の勅使に渡される、勅使は柳箱に納めた御書を小舎人に持たせ、中門の外に立ち、皇妃の実家の家司に渡すのである。その内容は秘せられ、写本も作られない。

明治三十年一月十一日、英照皇太后が崩御せられ、実家にあたる九条道孝は御遺品を拝戴することができた。その中に、孝明天皇宸筆の御書があったのである。

九条道孝は、『紀』の為にそれを開示した。『紀』の撰者は、それにより按文を設けた。それまでには秘儀、旧儀であった御書の様式、料紙、包紙の形状が説明できた。撰者は平安時代の『小右記』や『中右記』を引いて、「其旧儀たるをしるへし」と補強している（刊本、第一冊、七七二頁）。

『紀』が収載した記録によれば、十五日は雪がはげしく人々は進退に難渋した、それをおして行列を押ししようと集まった、けれども暗夜に照明不十分でよくわからなかった。それで人々は不満であったと言う。

『紀』は、右のような文献史料のみでは不充分と認め、「女御入内行列図」を考証、調整して、この盛儀を後世に伝えた、解説は有栖川宮熾仁親王の小姓であり、故実に詳しい松浦辰男であった。

これを要するに『紀』は、弘化二年—弘化三年—嘉永元年に網文をたて、相互にかかる連絡按文を設けて、組織的に充実させた。編纂の節度は良質と評して過言にならない。

本書が引用する史料には、校正不十分と思われる箇所もある。孝明天皇の即位の宣命である。第一冊では格別に重要な箇所になる。「孝明天皇紀」と本書を上下に分けて対比しよう。すると両者の違いが認められる。文字が合致しない箇所記号を施してみる。次の通りである。

孝明天皇紀

〔御即位宣命写〕

大内記為政朝臣執
筆草宿紙清書黃紙

現神^止大八洲国所知^須天皇^我詔旨^{良方}
宣^布勅命^乎親王諸臣百官人等天
下公民衆聞食^止宣^布掛畏^岐平安宮^尔御
宇^須倭根子天皇^我宣^布此天日嗣高座之
業^乎掛畏^岐近江^乃大津^乃宮^尔御宇^志天皇
乃^初賜^比定賜^倍法隨^尔仕奉^止仰賜^比授賜^留
波^倍恐^美受賜^利進^毛不知^仁退^毛不知^尔恐^美坐
佐^久宣^布大命^乎衆聞食^止宣^布然^仁天下治
給^倍留^留君^者良弼^乎得^氏平久安^治賜^布物^仁在
止^奈所聞^須朕雖淺劣親王等始^氏王臣
等^乃相穴^比扶奉^乎事^尔依^氏仰賜^比扶賜^留
食^乃國^乃天下之政^乎平久安^令有^止所念行^須
須^{是以}彌^禪忠誠之心^天天皇朝廷^乎衆助
仕奉^止宣^布天皇^我勅命^乎衆聞食^止宣

先朝紀略

美麗記云、今日宣命

現神^止大八洲国所知^須天皇^我詔旨^{良方}
宣^布勅命^乎親王諸臣百官人等天
下公民衆聞食^止宣^布掛畏^岐平安宮^尔御宇^須
倭根子天皇^我詔旨^{良方}宣^布此天日嗣高
座之業^乎掛畏^岐近江^乃大津^乃宮^尔御宇^志
天皇^乃初^賜比^定賜^倍法隨^尔仕奉^止仰賜^比
授賜^留波^倍恐^美受賜^利進^毛不知^仁退^毛
不知^尔恐^美坐^佐宣^布大命^乎衆聞食^止宣
布^然仁^{天下}治^給留^留君^者良弼^乎得^氏平久安^治
賜^布物^仁在^止奈^所聞^須朕雖淺劣親王
等^乎始^氏王臣^等乃^相穴^比扶奉^乎事^尔依^氏
仰賜^比授賜^留食^乃國^乃天下之政^乎平久安^令
有^止所念行^須是以^彌禪^忠誠之心^天
皇朝廷^乎衆助仕奉^止宣^布天皇^我勅命^乎衆

弘化四年九月

聞食^止宣

弘化四年九月

下段に配置した勢多章甫『先朝紀略』には、平安宮の「安」が脱落している。「授賜」の衍字が認められる。宣命は漢文と違い、声をあげて奏するのが本質である。読まないで文字を写しているばかりでは、本質が理解できない。『先朝紀略』は写している途中で誤りが発生したのであろう。

七

宮内庁書陵部には、別の一本がある。全六冊。以上に説明した四五五一一と同じような印象をうける。この一本は、請求記号、五一五―三五。これは、以上の四五五一一（旧「御物」）よりも前段階の成績である。各冊の末尾には「図書寮御系譜課」の印章が押してある。今の編集課の前身にあたる。この一本が、前段階である証拠を指摘する。第一冊、弘化四年二月二十八日の条。この次は三月九日の条に移る。ここに貼り紙があり、「三月四日、廻文到来之写、言成卿記云」と墨書してある。四五五一一では、この三月四日の条が出来上って、網文と史料の形式が整理してある。これを要するに、五一五―三五は前段階である。

八

宮内庁書陵部の一本、五一五―三五に対する考察は、國學院大學図書館所蔵、佐佐木高行旧蔵の一本についても理解をもたらず。

佐佐木高行旧蔵。請求記号、佐一五六四。全六冊。墨書写本。袋綴。每冊の右上に朱方印「佐佐木伯爵家蔵書」。水色皇族菊章押型紋表紙。白糸。五つ目綴。料紙は白紙を使用。宮内省野紙ではない。ここに着目するのが、意

味をもつ。貼題紙は雲母散らし。

結論は、書陵部五一五―三五段階の未完成本を書写した。これを佐佐木高行本と仮称したい。佐佐木高行（一八三〇―一九一〇）は明治十八年に宮中顧問官に就職して以来、宮中の事情に通じた。佐佐木高行本は、スピードがある筆勢で書写されている。大体が一筆か。字詰や行のとり方は、宮内庁書陵部の二本と違う。不揃で行間や文字をつめて写したのか。文字も乱雑。用紙が官用品ではない点、皇族菊章押型紋を使用している。この二点からみて、宮中に通じた佐佐木高行が何かの事情により（動機不明）属僚に命じて作らせたのか。官から配布を受けた証拠は断定できない。佐佐木高行本が書陵部五一五―三五に、修訂を補す以前の段階と看做す根拠は、前述の弘化四年二月二十八日の条の次に、三月九日の条が設定してあり、三月四日の条が存在

しない事実 に所在する。

佐佐木高行旧蔵本の皇族菊章押型紋は、それ自体が独立して考察するのに値する。同コレクションの書誌に通じる識者の御教示に期待したい。

九

これを要するに、勢多章甫『先朝紀略』全六冊は、『孝明天皇紀』以前における宮内省側の修史事業の一業績である。孝明天皇についての日記式の史書は、図書寮では『先朝事蹟』が官撰の事業である。そうした組織的、大規模な事業とは別に、旧時代の実務を経験した人物に対して、言わば『日曆稿本』を拡大した程度の略史を課したのであろう。